

労働安全衛生法施行令第十八条第三号及び第十八条の二第三号の規定に基づき厚生労働大臣の定める基準の一部を改正する件

○厚生労働省告示第百七十四号

労働安全衛生法施行令（昭和四十七年政令第三百十八号）第十八条第三号及び第十八条の二第三号の規定に基づき、労働安全衛生法施行令第十八条第三号及び第十八条の二第三号の規定に基づき厚生労働大臣の定める基準（令和五年厚生労働省告示第三百四号）の一部を次の表のように改正し、令和十年四月一日から適用する。

令和八年三月三十一日

厚生労働大臣 上野賢一郎

名 正 後			名 正 届		
別表第 2 (第 2 条関係)			別表第 2 (第 2 条関係)		
物の種類	令第 18 条第 3 号の含有量 (重量パーセント)	令第 18 条の 2 第 3 号の含有量 (重量パーセント)	物の種類	令第 18 条第 3 号の含有量 (重量パーセント)	令第 18 条の 2 第 3 号の含有量 (重量パーセント)
	(略)	(略)		(略)	(略)
	ジニトロメチルヘプチルフェニルクロトナート (別名ジノカツヅ) (2, 4-ジニトロ-6- (オクタノン-2-イル) フェニル= (E) -2-ブテノアート (別名メプチルジノカツヅ) を除く。異性体混合物*を含む。)				
	<u>ジビニルベンゼン (オルト-1パーセント</u>	<u>1パーセント</u>		(新設)	(新設)
	<u>ジビニルベンゼンに限る。)</u>			(新設)	(新設)
<u>ジビニルベンゼン (オルト-1パーセント</u>		<u>0.1 パーセント</u>	(新設)		
<u>ジビニルベンゼンを除く。)</u>		上			
ジメチルヒドราジン (1, 1-ジメチルヒドราジンに限る。)	(略)	(略)	ジメチルヒドラジン (1, 1-ジメチルヒドラジンに限る。)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

備考 (略)	備考 (略)
--------	--------